



## 愛媛県市町交通災害共済の申込方法が変更になります

- ・ 加入申込書を各家庭に配布します。
- ・ 加入者ご自身が、申込用紙に必要な事項を記入し、下記の受付窓口で加入受付手続きをしてください。代理人の方による加入受付もできます。

(受付窓口)

- ① 役場3階総務課(随時受付窓口)
  - ② 税務課の所得申告相談日に各公民館又は集会所での臨時受付窓口(臨時受付の日程については、「所得申告相談日程」(2ページ)又は、加入申込書(裏面)を参照してください。)
- ・ 加入された方は、5月上旬に加入者証を郵送でご本人に送付します。

**お知らせ**

もしもの交通事故に備えて交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は不幸にして交通災害にあつたとき、少しの掛金で見舞金を受け取ることができるときの制度です。年額はわずか600円の見舞金で、最高100万円のお見舞金が支払われます。

従来は、区長さん・組長さんを通じて加入申込手続きを行っていましたが、個人情報

や掛金の取扱いなどの問題により、平成18年からは、役場総務課及び税務課が行う所得申告相談日に併せて左記のとおり臨時受付窓口を開設し、申込みを受け付けます。

### 加入資格

平成18年4月1日に松前町内に居住し、住民基本台帳に登録又は外国人登録している方、及び加入者の被扶養者で町外に居住している方

### 共済掛金

一般 600円  
(平成3年4月1日生以前)

### 共済期間

中学生以下 250円  
(平成3年4月2日生以降)

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

※ 途中加入する方は、掛金を納入した翌日から平成19年3月31日まで

### 請求期限

災害を受けた日の翌日から2年以内に請求しなければ無効になります。

### 問い合わせ

役場総務課庶務係  
☎985-4103

## 架空請求の対処法

### ◎一切支払わない!

一度払ってしまうと、業者からカモと思われ、次々と新たな請求が続きます。

また、過去に有料サイトなどの利用者に対し、支払が終わっていても、追加料金などと称して請求してくることもあります。少額でも、身に覚えのない請求に応じてはいけません。

### ◎連絡をしない!

電話番号などの個人情報を聞き取られる恐れがあるので、絶対に連絡してはいけません。

### ◎名称などに惑わされない!

公的機関や債権回収業者などと間違えるような名称が多く使われます。

(例) 法務省認定法人〇〇、〇〇弁護士事務所  
〇〇債権管理局

### ◎悪質なときは警察に相談する!

脅されたり、直接回収に来た場合などは、すぐに警察に連絡してください。

### ◎裁判所からと思われる文書が届いたときは相談窓口へ!

(愛媛県生活センター消費相談窓口)

☎925-3700

### ここがおかしい架空請求ハガキ

<p><b>総合消費者料金未納分訴訟最終通達書</b></p> <p>この度ご通知いたしましたのは、「総合消費者料金未納分」についてです。貴殿のご利用されました「総合消費者料金未納分」についてご契約会社及び運営会社から委託をうけましたので当局までご連絡ください。</p> <p>こちら「総合消費者民法特例法」上、法務省認可通達書となっておりますので、連絡なき場合には、裁判所に出廷することとなります。また裁判後の処置と致しまして給料差し押さえ及び、動産差し押さえを執行官立会いのもと履行させて頂きます。尚書面での通達となりますのでプライバシー保護のため、民事訴訟及び裁判取り下げ等のご相談は当局職員までご連絡下さい。</p> <p>※裁判取り下げ期日 平成17年6月20日</p> <p>法務局認定法人 〇〇債権管理局 TEL 03-3498-XXXX (代表) 〒104-0033 東京都板橋区板橋X-X-XX</p>	<p>何の請求か分からない</p> <p>契約先を明かさない</p> <p>このような制度はない</p> <p>最終的に電話連絡を勧める</p> <p>でたらめな住所</p>
--	---